

6/30 働き方改革関連法案、参院院、可決！/ 来年4月から順次、施行へ！

同一労働同一賃金や長労働時間の抑制、副業の推進に、どう向き合うべきか

労務管理
新時代

働き方改革に対応した 就業規則と労務管理講座



国が示した今後の企業経営に関わり深い「働き方改革」に、いかに対応するか

働き方改革関連法（労働基準法など計8本の法律を一括で改正）が国会で可決成立し、いよいよ新時代の労務管理が始まります。

本格的な人口減少社会の入り口に立っている我が国にとって、将来に向けて、従業員の労働環境の整備を図りつつ、いかに生産性を上げていくかという、二律背反を企業が達成していくことが求められており、まさに、「労務管理 “新、時代”」を告げる法改正となっています。

今回のセミナーでは、働き方改革法案について、中小企業が何を遵守しなければならないのか、まず取り組むべき問題は何か、どう就業規則や労務管理面で留意して取り組まなければいけないのかとの目線で、同一労働同一賃金、労基法の労働時間制の改正、副業・兼業の推進に向けた厚生労働省の就業規則のひな形・ガイドラインなどを基に解説します。

中小企業に求められている対応で何が必要なのかが、まとめてわかるセミナーとなっていますので、経営者はじめ、労務担当者が明日から何をすればいいのかが、をわかりやすく解説します。

実施要項

日時 ● 平成30年11月9日(金) 午後1時30分～4時30分

会場 ● 石巻グランドホテル(Tel93-8111)

受講料 ● 会員1名3,000円、非会員1名5,000円(テキスト代含む)

講師 ● 特定社会保険労務士 小島 信一 氏

申込み ● 下記申込書に記入し、10月31日(水)まで、法人会事務局まで申込み下さい。

(公社)石巻法人会

〒986-0032 石巻市開成1-35(石巻ルネッサンス館)

TEL 0225-93-6704

0225
Fax. 93-6705

定員
50名

(キリトリ線)

「働き方改革に対応した 就業規則と労務管理講座」申込書

会社名		電話	
住所		FAX	
参加者		法人会会員確認	会員 ・ 非会員
参加者		受講料	_____円

※個人情報の取り扱いについては、当会の事業活動以外の目的では利用することはありません。

働き方改革に対応した 就業規則と労務管理講座

講座内容

I. 【導入】

- ・働き方改革法案の全体像
- ・中小企業は何を、どう変えないといけないのか
- ・働き方改革の見直しポイントとは

II. 【同一労働同一賃金】

1. 同一労働同一賃金とは何か
～職務の範囲、責任の程度をどのようにして明確化するのか～
2. 定年後同じ仕事をさせ、賃金を下げるのはまずいのか
～平成30年6月1日最高裁判所の判断を受けて～
3. 今後企業はどうやって同一労働同一賃金を進めるべきか
～パート、派遣、定年後嘱託、アルバイトの賃金の決め方は～
4. 賃金規程をどうやって変更したらいいのか

III. 【働き方改革を受けた労務管理】

1. 36協定（時間外協定）の結び方、限度時間の変更
2. 変化する労働基準監督署の姿勢
3. インターバル規制に対応した就業規則とは
4. 在宅勤務（テレワーク）のしくみ、導入方法について
5. 生産性向上を図ると補助金などが優遇されるのか
6. 兼業・副業を推進するためのモデル規程とは
7. 労働時間の管理などで見直された通達とは

IV. 【その他の改正点】

1. 大きく目的が変わった雇用対策法
2. 労働契約法とパート法が統合されて
同一労働同一賃金が推進される
3. 労働安全衛生法の改正

講師

特定社会保険労務士 小島 信一



大学卒業後、大手酒類・食品卸会社営業職を経て平成8年小嶋経営労務事務所入所し、そこで社労士業務を11年間修行し、その後平成19年4月小嶋経営労務事務所所長として独立開業した。現在、中小企業から東証1部上場企業に至るまで多くの規模・業種の会社、非営利法人などをクライアントに持ち、就業規則の作成、労務相談、人事制度の設計・アドバイス、業務改革等のコンサルタント業務や社会保険の手続、助成金の申請、給与計算等の実務を行っている。また、都内をはじめ全国各地で講演活動も行い、ビジネス書・ビジネス雑誌の執筆も行っている。